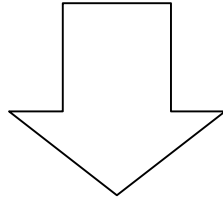


1 地域包括支援センターの公募項目について

(1) 基本的な資格について

<主な論点>

- ◆同一法人が、複数圏域で地域包括支援センターを設置することについてどのように考えるか。
- ◆医療法人、社会福祉法人等と法人形態が異なる場合、同一母体の法人が地域包括支援センターの公募の申請をしてもよいか。
- ◆社会福祉法人、医療法人、NPO法人及び公益法人が、対象法人となっていたが、地域包括支援センターの受託法人をどのように考えるか。
- ◆本市での介護保険サービスの提供実績をどのように考えるか。



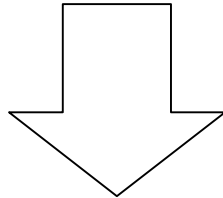
<対応方針>

- ◆同一法人が、複数圏域で地域包括支援センターを設置することはしない。
- ◆法人形態が異なる場合は、法人ごとに各圏域で地域包括支援センターの申請をすることは可能とする。
- ◆前回と同様、介護保険法施行規則第140条の67に明記のある医療法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人、NPO法人を委託法人とする。
- ◆本市における介護保険サービスの提供実績が応募時点で1年以上であることを要件とする。

(2) 施設について

<主な論点>

- ◆公平・中立の観点が求められる中、地域包括支援センターの施設設置をどのように考えるか。



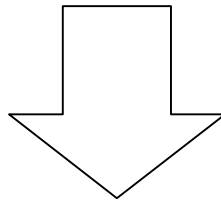
<対応方針>

- ◆地域包括支援センターは、原則として、法人の本体施設及びサービス提供事業所と分離し、敷地外の別な場所に設置すること。
本体施設と分離して設置できない場合であっても、出入口を分けるなど利用しやすい設置形態等に配慮すること。
- ◆利便性の高い場所に設置すること。
(利便性の高いとは、バス等の公共交通機関を考慮し、日常生活圏域内の利用者の住む場所にかかわらず、利用しやすいということである。)
- ※ 施設の整備（施設工事、内装・設備工事等）を行う場合は、平成23年度熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金交付要項の規定に基づき、100万円を上限に施設整備費の支援を行う。(平成23年9月補正予算案)
- ※ 運営費について
運営費については、設置場所に応じて以下の金額を委託料に含める。
 - ・ 設置場所が母体法人敷地外である場合は、3,000 千円
 - ・ 設置場所が母体法人敷地内である場合は、1,800 千円

(3) 設備について

<主な論点>

- ◆エレベーター等を必須要件とするか。
- ◆駐車場の設置を必須要件とするか。
- ◆看板、案内板をどのような基準で定めるか。(デザイン、規格等の仕様など)



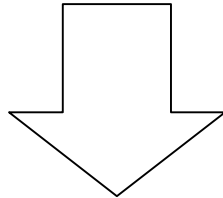
<対応方針>

- ◆地域包括支援センターを2階以上に設置する場合は、エレベーターを有する建物や相談窓口を1階に設けるなど、配慮すること。
- ◆駐車場は、専用の駐車スペースを確保するなど、配慮すること。
- ◆熊本市が示す仕様に従い地域包括支援センターの看板及び案内板等を設置すること。

(4) 運営について

<主な論点>

- ◆地域包括支援センターの中立性・公平性を運営上どのように担保するか。



<対応方針>

- ◆地域包括支援センターの開設日及び時間は、熊本市の開庁日等に準じて、開設時間で利用者の相談等に対応できるよう必要な勤務体制を組むこと。
 - ア 開設日
毎週月曜日から金曜日まで（祝日，12月29日から1月3日までを除く。）
 - イ 開設時間（例）
午前9時から午後6時まで
- ◆地域包括支援センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう必要な措置を講じること。
- ◆地域包括支援センターを紹介するパンフレット・チラシ等の作成物、従事者の身分証明書及び名刺には、法人名及び法人内の他の事業所の名称、所在地等の情報を掲載しないこと。
- ◆地域包括支援センターは、業務の実施に当たり、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(5) 人員配置について

人員配置については、3職種の職員を配置するとともに、圏域内の高齢者人口の増加（1,500人ごと）に応じて、相談員等の加配を行う。

また、高齢者人口が6,000人以上の圏域であって、委託者が必要と認める場合は、毎年度の事業計画書を基に、3職種のいずれかの職種の者を相談員に替わり配置することができるものとし、その場合、専門職加算として、基本委託料に2,500千円の加算を行うことができる。

人員配置と委託料の9月補正予算（案）については、下表のとおり。

圏域内の高齢者人口	3職種	相談員等	基本委託料
3,500人未満	3	1	18,500千円
3,500人以上5,000人未満	3	2	20,500千円
5,000人以上6,500人未満	3	3	22,500千円
6,500人以上8,000人未満	3	4	24,500千円
8,000人以上9,500人未満	3	5	26,500千円
9,500人以上	3	6	28,500千円

※「高齢者人口」とは、前年度の10月1日時点の65歳以上の人口をいう。

※基本委託料は、運営費3,000千円とした場合での設定金額。

（運営費について）

設置場所が母体法人敷地外である場合	3,000千円
設置場所が母体法人敷地内である場合	1,800千円

※専門職加算について

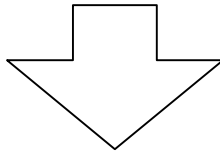
高齢者人口が6,000人以上の圏域であって、委託者が必要と認める場合は、毎年度の事業計画書を基に、基本委託料に下記の額の加算を行う。

専門職の配置に係る加算	2,500千円
-------------	---------

2 選考方法について

<主な論点>

- ◆選考方法として、
 - (パターン1) 地域性を優先し、希望圏域内で高得点の法人を選定する。
 - (パターン2) 能力を優先し、高得点の法人を選考した後、希望する圏域に配置する。
- メリット、デメリット等を踏まえ、どのように選考方法とするか。



<対応方針>

- ◆応募法人は、希望する圏域を特定してエントリーを行うものとし、複数の候補法人が生じた場合は圏域内で順位付けを行い、最高得点の法人を選定する。
- ※第2希望までエントリーすることを可能とする。
- ※第1希望、第2希望ともに圏域内で最高得点の法人は第1希望の圏域とする。
- ※一定水準以上の得点の法人がないなど、空白圏域が出たケースに対応するため、設置場所について、上記の第1希望、第2希望とは別に、その他の希望圏域を提示可能とする（複数圏域を提示可能）。
- ※施設の配置計画（予定）は第1希望、第2希望各々提出するものとする。

熊本市地域包括支援センター委託業務選考基準（事務局案）

1 選考方法

(1) 選考スキーム

受託事業者は、本市庁内に設置する熊本市地域包括支援センター選考委員会において、提出書類及びヒアリングによる評価を行い、運営協議会で審議後、市が決定します。

(2) 選考

受託者候補の選考にあたっては、応募圏域において一定水準以上の法人を対象とし、複数の候補者が生じた場合は順位づけを行います。

(3) 評価項目

【絶対評価項目】

- ①熊本市内において、介護保険サービスを提供する事務所・事業所を有し、かつ応募時点で1年以上の介護保険サービスの提供実績があること。
- ②医療法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人であること。
- ③熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号 以下「資格審査要綱」という。）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- ⑥熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- ⑦熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑧消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

【相対評価項目】

評価項目		細目
1 設置趣旨及び運営方針・事業計画		
設置の趣意・運営方針		・センター設置の趣意・動機は適切か
		・センターの機能・役割を理解しているか
事業計画		・事業計画の内容は適切か、実効性が認められるか
		・包括的支援事業の業務内容を把握しているか
運営体制・地域包括支援センター の中立性・公正性の確保の考 え方・取組		・運営体制の内容は適切か、緊急時の対応・事務 処理体制の内容は適切か
		・中立性・公正性の確保の必要性、確保の措置は 適当か
地域との連携体制・地域包括ケア に関する考え方		・地域との連携体制構築に係る意義・必要性を理 解しているか
		・地域との連携体制構築のための方策・措置・対 応は適切か
		地域包括ケア（介護、介護予防、医療、生活支援、 住まいの視点）の必要性を理解しているか、また、 今後の方策等は適切か
個人情報保護の措置		・個人情報保護の意義・必要性を適切に理解して いるか
		・個人情報の取扱いの考え方は適当か
2 職員の状況		
	保健師及び経験のある 看護師	・従事者としての資格は適切か（確認のみ）
		・法人の従事者に関する視点は適切か
	社会福祉士及び社会福 祉士に相当する者	・従事者としての資格は適切か（確認のみ）
		・法人の従事者に関する視点は適切か
主任ケアマネジャー		・従事者としての資格は適切か（確認のみ）
		・法人の従事者に関する視点は適切か
3 施設の状況		
	施設の設置方針	・圏域内での事務所の位置は適切か
		・事務所の設置場所は適当か
		・事務所の形態は適当か